

## 藍住町特定健康診査等受診勧奨事業委託業務に係るプロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、藍住町（以下「町」という。）が予定している藍住町特定健康診査等受診勧奨事業委託業務（以下「委託業務」という。）の委託業者を、適切かつ公平に選定するために、提出を求める提案書の取扱いについて定める。

### 2 業務名

藍住町特定健康診査等受診勧奨事業委託業務

### 3 業務内容

別紙仕様書のとおり

### 4 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

### 5 委託契約予定額（上限額）

4,697,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 6 応募資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国税、都道府県税、市町村税に滞納がないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法による手続を行っていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。
- (5) 町との円滑・迅速な業務遂行を行うことができる体制を有していること。
- (6) 藍住町一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。
- (7) 過去5年間（平成31年度から令和5年度）に徳島県内の2保険者以上で、過去の特定健康診査結果やレセプトデータ等を活用した特定健康診査等受診勧奨業務の業務実績を有すること。（同一保険者を2年連続で受託した場合は、1保険者とする。）
- (8) 次の条件を2つ以上満たすこと。
  - (ア) プライバシーマークの取得
  - (イ) ISMS（ISO/IEC27001）の取得
  - (ウ) LGWANを利用したデータの送受信

### 7 応募方法、提出書類

応募受付期間内に次の資料及び添付資料を藍住町健康推進課まで、持参又は郵送で提出すること。

（郵送の場合は、提出期限内に必着）

なお、提出期限を過ぎて提出された書類は無効とする。

- (1) 提出書類 ※次の順でA4左綴じにて提出
  - (ア) 応募申込書（様式第1号） <要押印>
  - (イ) 誓約書（様式第2号） <要押印>

- (ウ) 会社概要書 (様式第3号)
- (エ) 業務実績書 (様式第4号)
- (オ) 企画提案書 (任意様式)

※企画提案書には、次の内容を記載すること。

①対象者の選定及びグループ分けの方法

特定健診の受診率を向上させるため、対象者の効果的な分類方法を提案し、その理由を示すこと。

②属性に応じた通知の内容

分類した対象者それぞれに対する勧奨通知の内容等、ポイントが分かる提案をすること。

③受診率向上のための工夫

上記②に関連して、最適な通知の作成や行動変容を起こす手法等、受診率向上のための工夫を示すこと。

④受診勧奨実施結果の効果検証

勧奨による結果の検証方法・内容を示すこと。

(カ) 業務実施スケジュール表 (任意様式)

(キ) 業務実施スタッフ体制図 (任意様式)

(ク) 見積書 <要押印>

※人件費、事業費等内訳がわかるように積算を記載すること。

※見積額には消費税及び地方消費税相当額を含むものとし、税額を記載すること。

(ケ) 法人の履歴事項全部証明書又は登記簿謄本

(コ) 国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書 (消費税及び地方消費税を含む。)

※滞納がないことが確認できるもの。発行日が3か月以内のもの。

(2) その他の資料について

企画提案書の補足説明のための資料を提出する場合は、企画提案書とは別綴じとし、用紙サイズはA4版とする。

(3) 提出部数

10部 (正本1部、副本9部)

※1部ずつA4版縦型フラットファイルに長辺綴じとする。

※正本1部には、提出書類 (ケ) (コ) の原本を添付すること。

(4) 提出期限

令和6年6月7日 (金) 午後5時まで

(5) 提出先・問い合わせ先

藍住町役場 健康推進課

〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1

電話：088-637-3115 ファクシミリ：088-637-3151

電子メール：kenkou@aizumi.i-tokushima.jp

(6) 質問及び回答

質問がある場合は、令和6年5月24日（金）午後5時までに、質問書（様式第5号）に記入の上、電子メールで藍住町健康推進課まで提出することとする。

また、メールタイトルは「藍住町特定健診受診勧奨事業プロポーザル質問書【会社名】」とし、送信後は、必ず電話により受信の確認を行うこと。

なお、質問に対する回答は、電子メール（kenkou@aizumi.i-tokushima.jp）により、令和6年5月30日（木）までに全事業者へ回答することとする。

(7) スケジュール

- |                        |                    |     |
|------------------------|--------------------|-----|
| (ア) 事業者募集開始            | 令和6年5月17日（金）       |     |
| (イ) 質問書提出期限            | 令和6年5月24日（金）午後5時まで |     |
| (ウ) 質問書回答期限            | 令和6年5月30日（木）       |     |
| (エ) 応募提出期限             | 令和6年6月7日（金）午後5時まで  |     |
| (オ) プレゼンテーション及びヒアリング審査 | 令和6年6月20日（木）       | ※予定 |
| (カ) 選定の結果通知            | 令和6年6月下旬           | ※予定 |
| (キ) 契約の締結              | 令和6年7月上旬           | ※予定 |

※日程は変更する場合があります。

8 選定方法等

(1) 選定手順

- (ア) 藍住町特定健康診査等受診勧奨事業委託業務受注者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定を行う。
- (イ) 選定は、企画提案者から応募提出期限までに提出された企画提案書及び選定当日のプレゼンテーション及びヒアリングにより行う。
- (ウ) 選定委員の合計得点を算出し、得点が1番高い1者を受託候補者として、契約に関する協議を行い、藍住町財務規則に基づいた契約を締結する。ただし、受託候補者が辞退その他の理由で契約の締結に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。
- (エ) 同点者がいる場合は選定委員の多数決をもって受託候補者を決定するものとする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査

全ての企画提案者に対し、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

また、当審査には、本業務を受託した場合の実務担当者となる者が必ず出席すること。

実施日時等の詳細は、電話又は電子メールにて通知する。

状況により、審査の開催日時が変更となる場合があるので注意すること。

- (ア) 実施日 令和6年6月20日（木）
- (イ) 発表時間 プレゼンテーションの時間は20分以内とし、延長は認めない。  
プレゼンテーション後、企画提案書の内容等に関する10分程度のヒアリングを行う。  
なお、当日の追加資料の提出は認めない。  
また、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクターを使用する場合は、各事業者で用意すること。
- (ウ) 出席者 3名以内

(3) 評価基準

業務実績	10点満点
業務体制、職員の配置等	10点満点
提案内容、実施方法等	50点満点
効果検証	15点満点
プレゼンテーション	10点満点
事業費	5点満点

9 選定結果

選定結果は、選定後全ての企画提案者に文書で通知することとする。

10 失格

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) 当該案件に関して、この要領に定める以外の方法により、関係者に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合

11 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る諸経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書の提出は1案のみとする。
- (3) 提出された企画提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。
- (4) 提出された全ての書類について、返却及び他社への公開は行わない。
- (5) 選定における内部の審査情報は公開しない。
- (6) 選定結果についての異議申立ては受け付けない。
- (7) この要領に定めるもののほか、必要な事項については、選定委員会が定める。